

大韓民国の在外選挙は 次のように実施します。



韓国・中央選挙管理委員会

提供日時 2010.3.17

WWW.nec.go.kr

☎82-2-503-0648
FAX82-2-504-5350

在外選挙人登録申請は公館を直接訪問してこそ可能

- ◎ 大韓国内に住民登録をしていなくて国内居所申告もしていない在外国民で外国で投票しようとする選挙権者は公館を直接訪問して、在外選挙人登録申請をしなければなりません。

大韓国内に住民登録をしていなくて国内居所申告もしていない在外国民で外国で投票しようとする選挙権者は大統領選挙と任期満了に伴う国会議員選挙を実施する時ごとに必ず公館を直接訪問して、在外選挙人登録申請をしなければなりません。在外選挙人登録申請は国外不在者申告とは異なり郵便では登録申請をすることができず、在外選挙人登録申請をした選挙に限って、外国で投票することができます。

- ※ 在外選挙人登録申請は管轄区域公館だけでなく世界どの在外公館でも申請可能です。
- ※ 大韓国内に住民登録をしていたり国内居所申告をした在外国民は国外不在者申告をしてこそ外国で投票できます。

◆ 在外選挙人登録申請手続き

住民登録をしていなくて国内居所申告もしていない在外国民

公館を直接訪問して、「在外選挙人登録申請書」提出

公館の長が「在外選挙人登録申請書」を中央委員会に送付

中央委員会が在外選挙人名簿を作成

選挙管理委員会は**政治的中立**と**公正な選挙管理**を最優先しています